

医療及び介護の体制整備に係る協議の場について

1 医療及び介護の体制整備に係る協議の場について

いわゆる「医療介護総合確保法」に基づく「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」においては、医療計画と介護保険事業計画等の整合性を確保するため、県、市町村、郡市医師会等による協議の場を設置し、在宅医療等の追加的需要※への対応等について協議することとされている。

※ 在宅医療等の追加的需要……地域医療構想で推計した、平成 37 年における在宅医療等の需要のうち、政策的な在宅移行によって生じると見込まれる部分

2 県内における協議の開催状況について

これまでに、1 医療圏（盛岡保健医療圏）で開催済みであるほか、平成 29 年 12 月 1 日現在、開催予定が決定しているのは 2 医療圏（気仙、両磐）であり、その他の医療圏は開催時期を調整中である。

3 盛岡保健医療圏での開催結果の概要

(1) 開催日時

平成 29 年 11 月 22 日（水） 15 時 30 分～17 時 00 分

(2) 場所

盛岡地区合同庁舎 8 階 大会議室

(3) 出席者

郡市医師会長（3 団体 3 名）、介護保険者（市町・事務組合 9 団体 12 名）、保健所長（2 保健所 2 名※）、県（長寿社会課 4 名、医療政策室 2 名、県央保健所 5 名）

※ 盛岡市保健所長は欠席し、次長が代理出席

(4) 議題

ア 次期医療計画・次期介護保険事業（支援）計画における在宅医療等の追加的需要への対応等

……追加的需要の考え方や協議の場の性格等について県から説明

イ 介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算

……国から示された数値を元に、追加的需要の試算結果について県から説明

ウ 盛岡圏域における追加的需要への対応

……国や県の方針を踏まえた介護保険者の対応方針（追加的需要について、居宅での在宅医療

1：介護施設 3 で按分して介護保険事業計画のサービス見込み量を設定すること等）について

県・介護保険者から説明 別添資料

(5) 郡市医師会長からの主な意見

- ・ 医療資源が不足する地域も含めて全国一律の取扱いとすることには疑問もあるが、国があらかじめスケジュールや方向性を定めているものであり、やむを得ない。
- ・ 結果はどうあれ、一つの指標として前向きに捉え、取り組んでみてはどうかと考えている。その際、行政の区域を越えた連携が重要であると考え
- ・ 介護の人材不足が深刻化しつつあり、平成 35 年に介護側が受け皿として機能できるか懸念されることから、在宅移行については慎重に進める必要があるのではないか。